

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号。以下「法」という。)第18条第1項の規定にもとづき消防団の設置、名称および区域について定めるものとする。

(平18条例4・一部改正)

(消防団の設置、名称および区域)

第2条 この組合に、消防団を設置する。

2 前項の消防団相互運営のため、消防連合団を設置する。

3 第1項の消防団の名称および区域は、別表のとおりとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年11月1日から適用する。

附 則(昭和46年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年10月1日から適用する。

附 則(平成17年条例第1号)

この条例は、平成17年2月1日から施行する。ただし、第6条の規定は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表

(平17条例1・全改)

名称	区域
鯖江・丹生消防組合鯖江消防団	鯖江市一円
鯖江・丹生消防組合越前消防団	越前町一円